

## 宗憲の立憲の精神を遵守した「行財政改革」の再出発を求める



2021年6月1日付けで提示された「行財政改革案の推進に向けて（内局案）」（以下「行革内局案」という。）と題する文書の内容並びに改革の手順には、宗門の最高規範たる真宗大谷派宗憲の立憲の精神に矛盾背反する疑いがあります。**この改革を継承された木越渉宗務総長におかれては、一刻も早く一旦撤回して根本的な是正を図られ、宗門人の総意による改革の実現に向けた取り組みとなる方針転換を強く求めます。**ここで問題とする根拠を確認するため、真宗大谷派宗憲前文に明言されている宗門運営の根幹を示すと次のとおりです。

---

このような永遠普遍の教法と宗門固有の伝統に立ち、宗門運営の根幹として次のことを確認する。

第一に、すべて宗門に属する者は、常に自信教人信の誠を尽くし、同朋社会の顕現に努める。

第二に、宗祖聖人の真影を安置する真宗本廟は、宗門に属するすべての人の帰依処であるから、宗門人はひとしく宗門と一体としてこれを崇敬護持する。

第三に、この宗門の運営は、何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う。

わが宗門は、この基本精神に立脚し、かつ同朋の総意に基づくこの宗憲に則り、立教開宗の精神と宗門存立の本義を現代に顕現し、宗門が荷負する大いなる使命を果たすことを誓う。

---

この宗憲は、1981（昭和56）年6月11日、「教団問題」によって引き起こされた宗門未曾有の混迷混乱を乗り越えて、宗門人の総意によって制定された宗門の最高規範です。ここに宗門存立の本義とその目的を実現するための組織理念と運営の方法が、宗門運営の根幹として顕現され、「宗門が荷負する大いなる使命を果たすことを誓う」と宣言されました。

一方、前内局、但馬宗務総長の下でまとめられた「行革内局案」には、さまざまな問題点が散見されますが、最も致命的な問題は次の三点に絞られます。これらは、それぞれ前記3

項目の、宗門運営の根幹に直接関わる重大問題です。

第一に、改革案は、宗門の目的たる「同朋社会の実現」のためにどのような教団をめざすのかという「真宗サンガ」のすがたを見失い、同朋会運動立て直しのための具体策が示されないまま、改革の目的が中央組織存続のための財政論ばかりに力点が置かれています。

第二に、「真宗本廟は宗門と一体として崇敬護持されなければならない」という「懇志教団」の基本を忘れて「宗門護持金」と称する義務金を直接寺院から徴収し、かつ教区・組に対する「教化交付金」を廃止して、中央と地方の財政的分断を推し図ろうとしています。

第三に、改革案提示に至る手順並びに今後宗門的合意を得るための手続きが曖昧で、「同朋の公議公論」を尽くそうとする姿勢が希薄であるばかりか、宗憲改正を前提とした改革案を、何らの議論も踏まえず、宗憲遵守を率先すべき内局自ら提起することは独断専行です。

この3点は、宗憲前文の宗門運営の根幹を蔑ろにし、立憲の精神に背反・抵触するものであることは論を待ちません。このような重大な過失の在る「行財政改革（内局案）」と題する資料を、宗門の最高議決機関たる宗会に一方的に提示して十分な論議を踏まえず、今日「内局巡回」を断行して改革を遮二無二推し進めようとするならば、内局の独断専行・背信行為と批判され、多くの宗門人に不信感が増大し、既に大きな混乱の予兆が出始めています。

この際、先達から相続している本願念仏が響く教団恢復をめざし、教区・組における教学の研鑽及び教化の推進並びに人の養成を目的とすることに主眼を置いた「宗務改革」となるよう、すべての宗門人に呼びかけ、積極的な参画を得て、教区・組の活力ある運営と役割が果たされることによって、寺院の活性化が図られていくことを願ってやみません。

## 「行財政改革案の推進に向けて（内局案）」の問題点について（添付資料）

「行財政改革案の推進に向けて（内局案）」（以下「行革内局案」と称する。）と題する文書中、散見される問題について列記すると概ね次のとおりです。すでに述べた事項と一部重複する内容を含んでいますが、あらためて示しておきますので、改革案の立て直しに際して十分考慮されるよう念じます。

### 1 総論

#### (1) 改革に取り組む基本姿勢に問題あり

内局は、常に宗憲の立憲の精神を誰よりも遵守し、宗務執行の責任と使命を果たすべきは当然のことです。その内局が「行財政改革案」を提起するからには、宗憲に定める宗門の目的たる「同朋社会の実現」に努めることを眼目とし、これまでの宗門活動の中心として取り組まれてきた「同朋会運動」を再興・推進することを目的とした改革でなければなりません。

したがって、この改革案の中で、「同朋会運動」に取り組む教団の態勢（すがた）が具体化され、そのために教学の研鑽と教化の推進のための宗務をどのように行うのかを明らかにすべきです。その上で、これに必要な宗務機構や財政のあり方について検討し、幅広い同朋の声を集めて公議公論を尽くし、その在るべき在り方を見だし、これを実現するための「行革内局案」として提示されるべきです。

しかし、この「行革内局案」はその基本的手順が踏まえられているとは言い難く、宗会に対して唐突に資料として提出したり、議会での十分な論議も踏まえず内局巡回を断行するようなやり方は、同朋の公議公論を尽くそうとする姿勢の欠如であると言わざるを得ません。

## (2) 改革の目的に問題あり

「行革内局案」の内容は、組織の合理化と財政緊縮断行により、本山の安泰のみを目的とする姿勢が散見され、しかも宗務所の一部関係者だけで作文された複数の文書を寄せ集めし、異なる意見をも聞き取っての十分な内部協議すら行わないまま公表したように仄聞しています。

また、後付けで、このたびの「改革により求められ、また願われている宗門の相とはどのようなものか。」との問いを置いて、「同朋社会の実現」が宗門の目的であったことを今さら気づいたように問題にしています。その上『同朋社会に包含される世界観が共有されなくなっている』とか『同朋社会という言葉が空文化する中で』などの現状認識を持ち出し、この問題に対する宗務執行機関側の自己批判・反省の言葉がまったく見られません。更にその責任が地方の住職・坊守にあるかのように、宗務機関の責任を棚上げしたままの文脈が流れています。「自信教人信の誠を尽くし同朋社会の顕現に努める」ということを問題にするのであれば、何故宗門活動がこの方向に順応しないのかという真摯な省察の姿勢が示されなければなりません。これがまったくないままでは、改革を提起する資格はありません。

## (3) 内局は宗憲遵守・護憲の立場を堅持すべきである

「行革内局案」の中に、宗憲並びに大谷派規則の改正を必要とする内容が含まれています。具体的には、同朋会員志金及び相続講金（宗憲第 93 条）並びに平衡資金（大谷派規則第 70 条）を改廃しようとする問題です。仮にこのような問題が議会の調査機関や条例で設置された委員会で調査検討されることがあったとしても、そのような場をまったく経ないで、内局

(宗務執行機関)から一方的に提起することは、明らかにその分限を超えています。内局は、あくまで宗憲及び大谷派規則を遵守し、護憲の立場を堅持しなければなりません。

#### **(4) 改革の手順が性急で同朋公議公論が尽くされようとしていない**

このような重大な内容を含んだ改革案を、十分な説明もせず唐突に宗会提出し、十分な議論を経ずして「内局巡回」を実施して各教区の意見を聞きながら、非公開の場で内部調整を重ねて政策決定しようとする方法は極めて乱暴で、同朋公議公論が尽くされないまま法制化が先行してしまう可能性があります。

これを是正するための第一歩は、先ず今回の内局巡回で出された意見を項目ごとに整理し、これを公開することが必要です。その上で、前内局が提唱したように、「今までの宗務の在り方を改革する必要性」は尊重しつつも、2021年6月1日付で提示されたものは、内局試案(たたき台)であるという認識を明確にすべきです。そして、条例による検討委員会を設置した上で、公の場で十分論議を尽くし、その中間報告書をもって、あらためて巡回公聴会を実施されるべきです。そこで更に広く世論の声を聴いて、更に改めるべきは補正を加え、一つひとつの問題の在るべき打開の方向を見極めて、着実に法制化すべきは宗会提案に踏み切るという慎重さが求められます。

## **2 行革内局案中、すみやかに訂正・撤回されるべき文節**

### **(1) 池田勇諦師の『根源的連帯への回帰』とのご示唆の受止めの誤認について**

「行革内局案」の文中に引用されている、池田勇諦師の『根源的連帯への回帰』とのご示

唆は、聞法によってのみ開発される一人一人の主体的自覚的認識であって、お金を拠出するときの契約上の信頼関係（またはお金を集める側の一方的な思い込み）とはまったく異なるものであることは言うまでもありません。内局案の文脈上そのようなニュアンスがあつて適正を欠くのではないかと思います。これでは、池田先生からの立教開宗を迎えるための大切なお教示を都合よく募財に利用することになり、延いては「お待ち受け大会」主催者としての内局の真価が問われるのではないのでしょうか。

**(2) 中央宗務機関として、教区・組・寺院に対して用いるべきでない不適切な文節について**

①「御依頼と称しているものの、御依頼を受ける側の感覚は寧ろ義務金や負担金に近い認識に近いのではなからうか。教区や組、寺院現場感覚として、交付金を通して本山と教区との結びつきを実感することは皆無であり、寧ろ「義務と権利」とのロジックにより、内局の専決事項であるはずの御依頼額の決定や交付金率の増減においても、原資である懇志を収め、その一部を交付金として授受する側（教区）に十分配慮しなければならない現状である。」は、意味不明な内容でもあるが、②～④に示すとおり、非常に不適切な文節であります。

② 経常費の御依頼について、一般の住職方には、義務金とか負担金という思いはない。仮に一部の寺院に義務金・負担金という認識があつたとしても、内局からの発言として「義務金・負担金」と言うのは極めて不適切で、御依頼の姿勢が厳しく問われるのではないかと思います。

多くの住職や門徒の認識としては、「今年もなんとか完納しなければならない」という

宗門に対する責任感と使命感こそあるのであって、文字どおりこの「ご懇念によって毎年納付・完納していただいているのではあり、宗務執行機関に在籍する者は、このように認識しなければならないと思います。

③ ①で引用・指摘した文中に「義務と権利のロジック（論理・論法）」という表現がありますが、経常費の納付と交付金は、権利義務の関係にあると思っておられることは、大きな誤りであります。本来大谷派宗門は、権利と義務の関係で成立している集団ではありません。「交付金」は、中央から委託された地方の教学研鑽・教化推進と人の養成に不可欠の経費ですから、宗門的大方針として予算化されるべき性格のものであります。

④ 御依頼額の決定は内局の専決事項であるというのは、内局による予算編成段階から宗会で予算が成立するまでの間の話で、宗会後に内局の独断で御依頼額を大幅に変更することは予算執行上問題があります（宗憲第 94 条・第 95 条）。併せて、教化交付金の交付率についても同様、予算成立段階で決定されたものです。しかも、この交付金の経常費収納額に対する交付率は、60 年来まったく変わっていません。旧来型の奨励費の不透明感を払拭するため、教区交付金を 17%とし、その内 15%を教化交付金・2%を奨励交付金とすることにしてからでも 20 年ほど経過して定着しています。御依頼を受ける側として、収納額の 17%は、自分たちの教区・組の教化事業に使用する大半の分（平均 7 割以上）を一緒に集めて収めているという意識は定着しているはずであります。

③ 「同朋新聞」は、正規の手続きを経て未だ決定に至っていない内容を公表している

① 「同朋新聞（2021 年 11 月号）」の「行財政改革」の記事

「宗派予算を 70 億円規模に見直し（約 12 億円減）」の根拠として「御依頼額を 43 億円規模に減額（約 10 億円減）」になると、あたかも決定事項のように表現されています。当然御依頼額を 10 億円減額する根拠については、2-(2)-④及び 3 で繰り返し述べているように重大な問題である「交付金の廃止」がなければ行い得ないものです。

本来、同朋新聞は、広くご門徒向けの教化・広報紙（真宗同朋会の機関紙）であります。機関決定がなければ発表すべきでない事柄を、決定されたかのような誤解を招く内容をご門徒に公開することは、内局の独断先行であり不信感を増大させる許されない宗務行為です。

## ② 「同朋新聞（2021 年 12 月号）」の「門徒戸数調査」の記事

「なお、2023 年度からの「御依頼割当基準」は「御依頼割当基準策定委員会」で協議され、10 月 11 日付で答申が提出されました。具体的には、宗務改革（内局案）に示される経常費御依頼額額の大幅減額を前提とし、門徒戸数調査によって得られる数値である『門徒指数を 10 割使用した「割当基準』』を策定することが答申されています。今後内局において協議し、状況を見極めたうえで決定されます。」の記述は、前項①に連動して問題です。門徒戸数調査結果の「門徒指数 10 割り使用」するのは、あくまで「行革内局案」の「交付金廃止によって為し得る経常費御依頼の大幅（10 億円）減額」を前提とするものです。これを現段階で「同朋新聞」に公表することは、あたかも「交付金廃止によって為し得る経常費御依頼の大幅減額」が決定事項であるかのような誤解を招き極めて不適切です。



### 3 教化交付金の廃止は、宗憲の立憲の精神に背反する

#### (1) 地方の教化の現場に教学の研鑽と教化の推進が発起される施策を講じることが急務

「『同朋社会の実現』がわからなくなっている」と嘆いていないで、宗門存立の目的を見失っている現状を打開するためにこそ、地方の教化の現場に教学の研鑽と教化の推進が発起される施策を講じることが急務でないかと思えます。このことこそが、宗務の最重要課題であるにもかかわらず、教化交付金（収納額の15%＝約7億円）を削減又は廃止しようとする考えは、これまで述べたとおり完全な政策判断の誤りであることは明らかです。

#### (2) 交付金の使い方について精査することが大切

交付金の使い方について精査し見直すことはあっても、交付金制度を廃止して、地方の教学・教化に必要な経費は、自分たちで集めろというのは乱暴な考え方です。教学教化の主体は地方にあっても、これに必要な基本的経費は宗派が賄うという従来からのシステムは堅持されなければなりません。

なぜなら、宗憲の立憲の精神の第二に、宗門の組織理念（教法中心と宗本一体）が明確にされていますが、「真宗本廟（本山・中央）は、宗門（本山を含む地方すなわち教区・組）と一体として崇敬護持されなければならない」とされているからです。

ちなみに崇敬護持の内容は、教学教化の研鑽推進に始まって、法要儀式の執行と荘厳給仕、そしてこれに必要な組織機構の整備と施設（堂宇）の保全へと繋がって行くものであります。このことが、真宗本廟たる本山はもとより、地方の聞法の道場たる教務所会館や別院の堂宇、そしてお寺やご門徒方のお内仏に至るまで一貫していなければなりません。

#### 4 「懇志教団」と言われてきた宗門の歴史と精神を蔑ろにすることはあってはならない

##### (1) 法施財施の懇志教団の伝統を大切に

相続講金と同朋会員志金と寺院賦課金を合体（ごちゃ混ぜに）して、仮称「宗門護持金」として「御依頼？・割当？賦課？」しようとする考えは、法施財施の懇志教団の伝統を破壊するものです。しかも、これまで経常費収納を水面下で支えてきた相続講賞典内規（経常費収納の6～7割が、結果的に院号・収骨に依存している）の適用が曖昧なままで、内局案が示されていることは、現実を見ない空論と言わざるを得ません。

##### (2) 宗門は「寺院協同組合」ではない

寺院賦課金を含む仮称「宗門護持金」は、懇志金か賦課金か会費であるのか曖昧です。将来、滞納に対するペナルティーが懸念されたり、制度上の義務化が加速すると、「ご門徒の懇ろなる志」によって支えられてきた宗門の伝統が消滅し、寺院協同組合のような宗門になりかねません。

##### (3) 「法義相続」が伴わなければ「根源的連帯」に基づく信頼関係は生まれない

「法義相続」を切り離して「本廟（宗門）護持」だけを強調し、御依頼額を低くすれば門徒の納得と理解が得られるかのように考えられていますが、「法義相続」が伴わなければ「根源的連帯への回帰（池田勇諦師のご教示）」に基づく信頼関係は生まれません。これでは、単なる組合組織の会費または必要経費の割勘主義に陥ってしまいます。世俗的利害関係の上になり立つ、それこそ権利義務で成り立つ信頼関係とは質を異にするものです。「行革内局案」は、終始この根本が曖昧であると言わざるを得ません。

## 5 長い歴史の上に受け継がれてきた「募財の原動力」を軽視する甘い認識は危険

### (1) 「宗門護持金」の集め方について、不明瞭曖昧で確たる見通しが無い

「宗門護持金」の集め方について、不明瞭・曖昧な点が散見されます。先ず、経常費を50億円から40億円以下の規模に縮小ありきで、その金額が低いからといって、簡単にすべての門徒世帯（門徒戸数調査結果に基づく指数）から一律会費のように集められるとは到底考えられません。ご門徒からいただけない分は、これが義務金でなくても真摯な住職の責任感によって寺院の会計若しくは住職の個人資金から補填され完納という形が取られると、内局はお考えですか。これまでの相続講賞典内規としての「院号・収骨のお扱い」如何によっては、寺院の負担が大きくなるだけで、完納寺院は激減するでしょう。その上、教区や組の経費は、交付金に依存してきましたが、これがなくなったからといって、自分たちで必要経費をすべて出し合って「教学・教化」の事業を行うとなれば、ますます寺院の負担は大きくなるばかりです。このままでは、宗派の募財だけでなく教区・組の財政破綻が起きる可能性は大きいと言わなければなりません。

### (2) 「法義相続」の根本を蔑ろにする改革は募財の活力を失う

相続講金と同朋会員志金と寺院賦課金とを合体させ、仮称「宗門護持金」に集約する考えは、「法義相続・本廟護持」の精神を曖昧にし、同朋会運動の財政基盤を空洞化させ、「本廟（宗門）護持」の側面だけを残して「法義相続」の根本を蔑ろにするものであります。法義が相続されなければ、何の為に本山（本廟）を護持しなければならないのかという根本が解らなくなり、「根源的連帯への回帰（池田勇諦師のご教示）」に基づく信頼関係と

連帯感を喪失して「本山離れ・寺離れ」が加速し、御依頼額が下がっても下がったと思うのはその時だけで、その先完納はいよいよ困難になるものと心配します。

### (3) 「門徒戸数調査」自体に大きな悪影響が出る

門徒<sup>戸</sup>数調査結果が完全に反映される御依頼割当を断行するという案は、どのような見通しと根拠を持つての判断か、無責任な提案・押しつけと言わざるを得ません。過去 15 年に亘り、急増急減を避けるため、20%から 10%の増減で切捨て頭打ちの処理を断行して、漸く大方のコンセンサスと了解を得てきたという、歴代内局が大変苦慮されてきた経緯があります。今になって唐突に、何を根拠にして門徒戸数調査結果を御依頼割当に完全に反映できると言い得るのかという根拠を説明せずして実行しようとする姿勢は、募財現場の実情を見ない机上の理想論でしかありえません。

なお、同朋新聞 12 月号で公表の「御依頼割当基準策定委員会」の答申に述べられている「宗務改革（内局案）に示される経常費御依頼額額の大幅減額を前提とし、」は、交付金制度の全廃ありきの考えです。したがって、今後門徒戸数調査実施までに内局が策定し公表しなければならない「経常費御依頼割当基準」は、万一「行革内局案」を見込んで決定されるようなことがあれば、第 4 回門徒戸数調査の実施は、大半の住職・門徒代表の不信感が先行して、到底適正な調査は実施できないばかりか、調査不能の事態を引き起こすのではないかと危惧します。

## 6 同朋会運動の財政的未來がまったく見えない

同朋会員志金を廃止するということは、同朋会運動の理念を変えるということに繋がります。このままでは、同朋会運動の純粹精神を蔑ろにするという問題が残るのではないのでしょうか。このような変更が安易に内局から提起されるようでは、内局は本気で同朋会運動をやろうとしているのかという不信感が愈々大きくなります。内局の言われる同朋会運動とはどのようなものなのでしょうか。

## 7 「宗務役員」といわれる人たちの養成をどのようにするのか不明である

人事政策について、本山は出来るだけ小さい組織で、教務所は機動的な対応を心がけ、全職員のスキルアップを心掛けて効率的業務処理を目指すのは当然です。しかし、現時点で教務所長部次長50人ほどの中に、この路線に立ってどれだけの人に合格点が出せるか甚だ疑問です。机上での文書・資料の作成はできても、現場に出向いて信念を持って主体的に問題に向かっていく職員を養成し確保する具体的な手立てがまったく見えません。

現に今回のような「行革内局案」が提起される前に、どれほどの部長・教務所長が、主体的かつ積極的姿勢を以て意見具申したのでしょうか。万一、そのような機会を与えられず一方的に内局から押しつけられたというなら、「行革内局案」で募財・教区・組の運営に支障をきたさないか、問題点を明確にして教区機関に積極的に報告・相談を行った教務所長は何人おられたのであろうか。現状は極めて悲観的と言わざるを得ません。

## 8 宗門財産の非本来的活用で財政を何とかしようとする考えは本来為すべきでない

### (1) 観光や公益事業では、宗門財政を支えるような収益は見込めない

不動産の活用について、京都市内の宗派所有土地の活用の構想めいた事柄が極めて抽象的に書かれていますが、いずれにしても、観光や公益事業では、宗門財政を支えるような収益は見込めません。内局案の範囲では、収益という点では、絵に描いた餅としか言いようがありません。つまり、京都市内での不動産貸付事業は、環境基準が厳しく高層ビルを建築できないため、大阪市や名古屋市の別院所有土地のような資産価値とは異なり、したがって収益額は限定的です。

他方、浄土真宗本願寺派の築地本願寺は、年間 5000 万円を本山本願寺に回付する見通しが立ち、今年度から実施の運びとなっています。当派ではこのようなことはまったく考えられないのか、「行革内局案」ではまったく触れられていません。

### (2) 資産運用程度では経常費の御依頼額を減額できるほどの財政効果を得ることはない

特別会計を閉鎖して一般会計の中で運用したり、平衡資金やその他の保管金を一つに統合して新しい資金運用を開始しようとしています。財務運用が益々不透明になるだけで、運用の誤魔化しやハイリスクを伴う運用で大きな損失を招くなどの危険度が増すだけで、経常費の御依頼額を減額できるほどの財政効果を得ることはほとんどありません。

仮に保管金高 200 億円すべてをローリスクのメガバンクや世界的製造メーカーなどが発行する社債（劣後債）などに転換して保有したとしても、現在の年間に利得できる金員は数千万円程度に止まります。

これ以上の財形は、宗教団体本来の在り方を真剣に考えれば、当然一人でも多くの人びとに教法を伝え、教えを聞信いただいた歓喜と謝念の心によって、年々に御懇念をお運びいただける人の誕生に、宗務の力を注ぐ以外にないのではないのでしょうか。

これ以外の金融商品を検討することは、公益法人としてのガバナンスが厳しく問われ、資産運用責任を内局がどのように負担するのかという問題が残ります。

以上

